

津市こども計画

～津市こども・子育て応援プラン～

令和7年度 - 令和11年度

【概要版】

令和7年3月

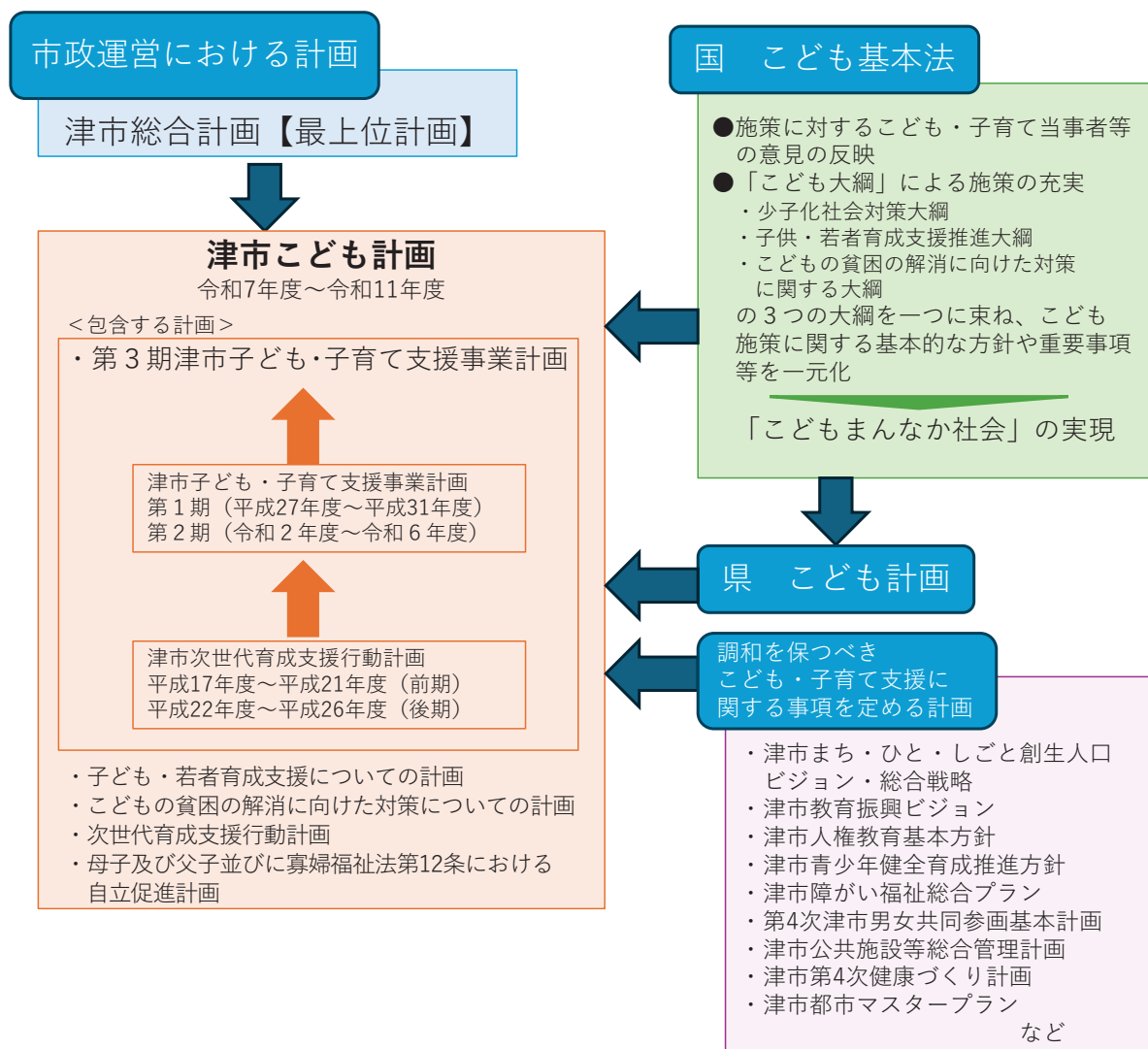
津市

計画策定の背景・趣旨

- 令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、社会全体でこども施策に取り組むための基本理念が定められました。これに基づき、国は令和5年12月22日に、今後5年程度の基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」を策定しました。また、同法において、市町村は「こども大綱」等を勘案し、市町村におけるこども施策に係るこども計画を定めるよう努めることとされました。
- 「こども大綱」では、すべてのこども・若者が幸福に暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- 本市では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等に取り組んできました。こども施策を総合的に推進するため、新たに「津市こども計画」を策定します。

計画の性格・位置づけ

- 本計画は、こども基本法（第10条第2項）に基づく、市町村こども計画であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画を包含しています。
- 策定にあたっては、本市のまちづくりの総合的指針である津市総合計画を最上位計画として、関連する部門別計画との調和・整合性を図ります。



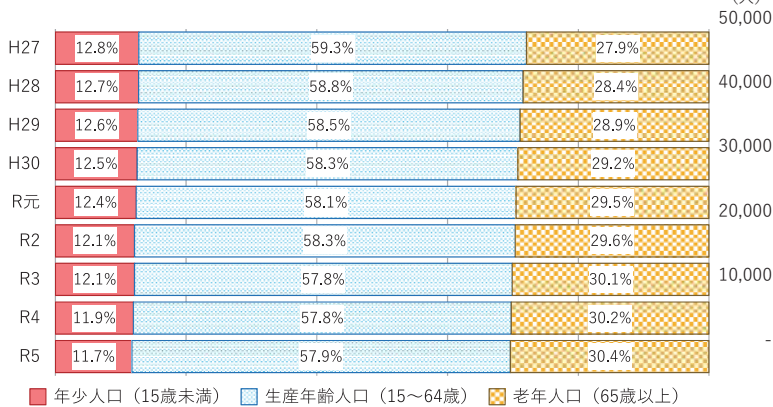
計画の期間

- 計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

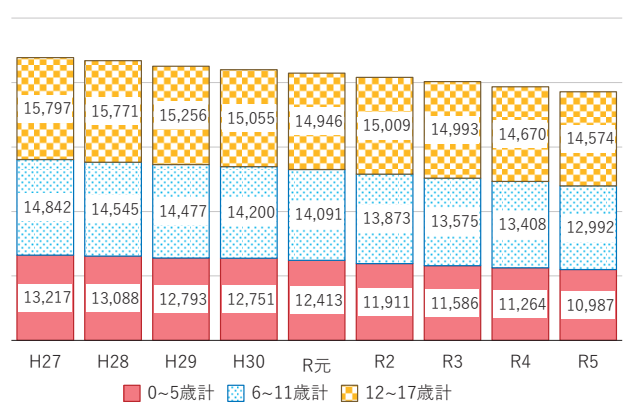
津市のこども・若者と子育て家庭を取り巻く現状

- 年齢3区分別人口比率の推移をみると、15歳未満の年少人口は、平成27年時点で12.8%であったのが令和5年には11.7%に減少しています。また、18歳未満の人口も減少が続いています。
- 出生数は減少傾向にあり、特に令和元年以降は2,000人を下回る傾向が続いています。一人の女性が一生のうちに産むこどもの数を示す合計特殊出生率は減少傾向にあり、三重県の合計特殊出生率を下回り推移しています。
- 5歳刻みの年齢別に、女性の労働力率の推移をみると、25歳以上のすべての区分で、令和2年にかけて労働力率が上昇しています。

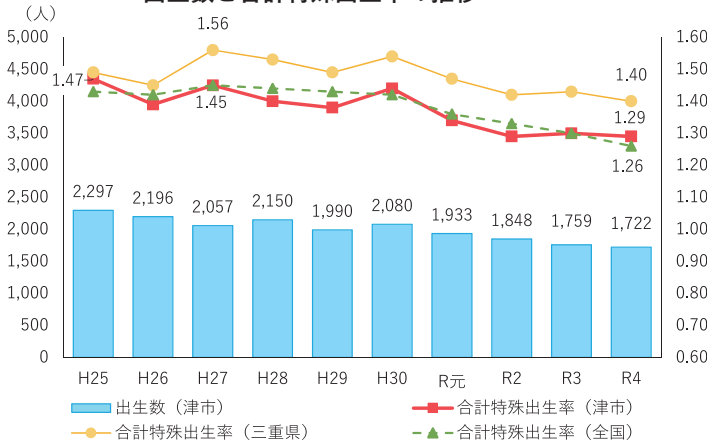
年齢3区分別人口比率の推移



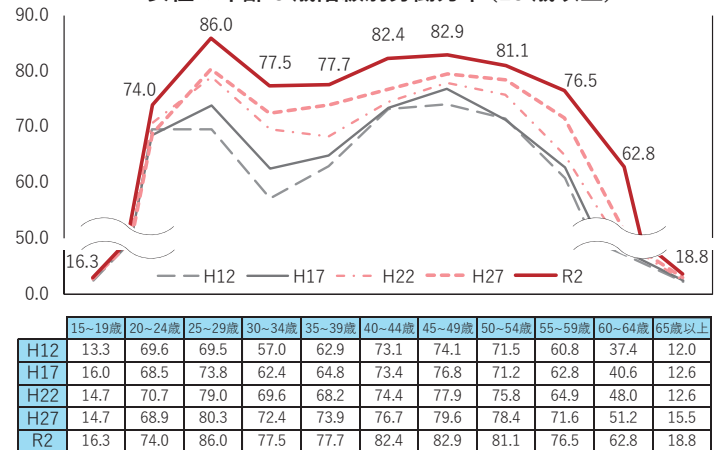
18歳未満の人口の推移



出生数と合計特殊出生率の推移



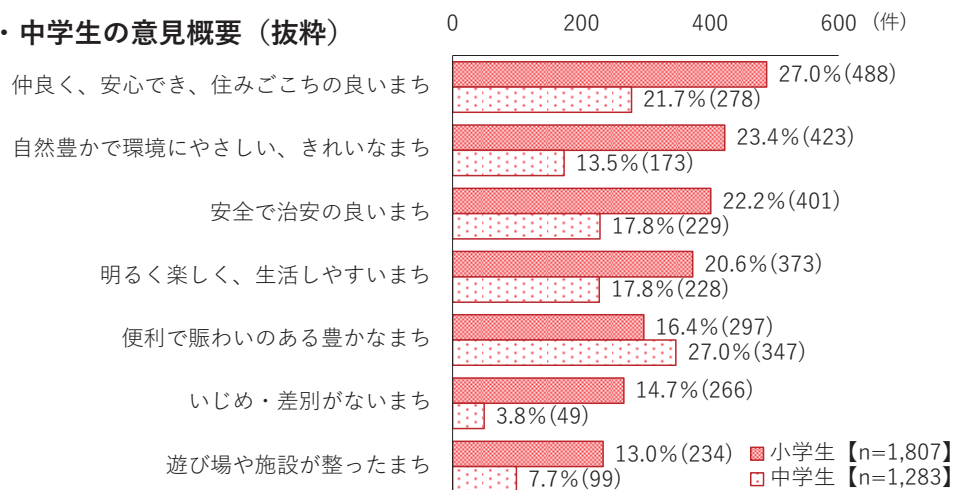
女性の年齢5歳階級別労働力率(15歳以上)



こども・若者へのアンケート調査結果の概要

- こども基本法(第11条)では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。
- 本市においては、本計画の策定にあたり令和6年1月から5月にかけてアンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。
 - (1) 市内の大学や短期大学の学生、高校の生徒等へのアンケート調査
 - 第3期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略策定の参考とするために学生等を対象としたアンケート調査であり、令和6年1月から3月にかけて実施し、869名から回答がありました。
 - (2) 市内の公立小・中・義務教育学校の児童生徒へのアンケート調査
 - 「津市がどんなまちになってほしいか」についてのアンケート調査を令和6年5月に実施し、小学6年生2,060名、中学3年生1,591名から回答がありました。

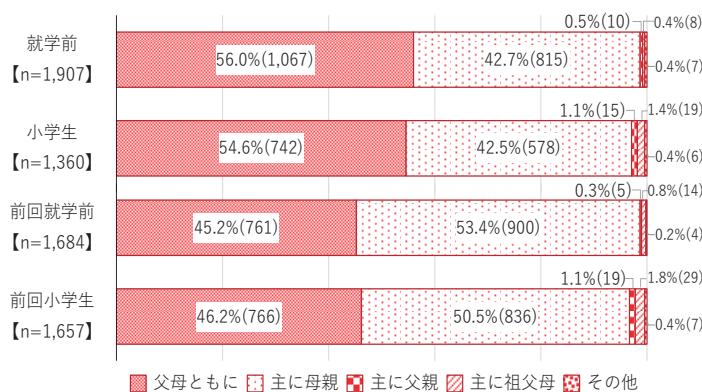
小学生・中学生の意見概要（抜粋）



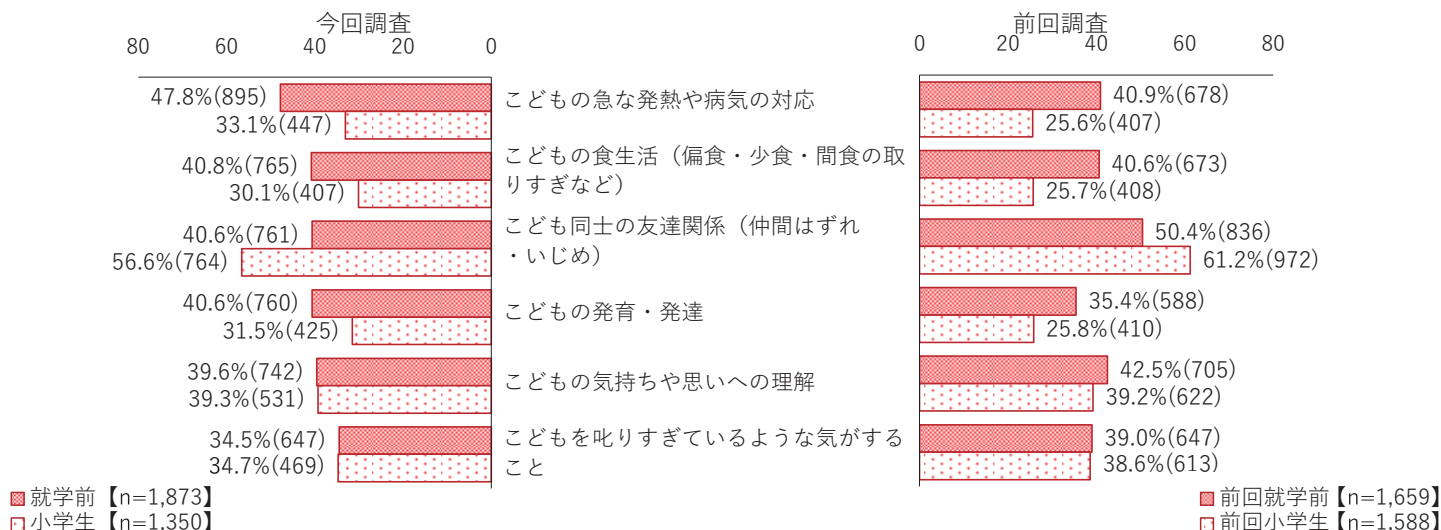
アンケート調査結果から見る津市の子育て家庭の概況

- 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、第2期計画と同様に、本市に在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象に、令和6年2月にアンケート調査を実施し、それぞれ1,921名、1,369名から回答がありました。
- 子育てについて、「父母ともに」行っている家庭が50%を超え、前回のアンケート調査結果より就学前では10.8ポイント、小学生では8.4ポイント増加しました。
- こどもや子育てについて不安や気になっていることとして、小学生では、「こども同士の友達関係（仲間はずれ・いじめ）」について最も多く回答があり、前回のアンケート調査と同様の結果でした。
- 一方、就学前では、「こどもの急な発熱や病気の対応」について最も多く回答があり、前回のアンケート調査結果では40.9%の回答があったところ、今回のアンケート調査結果では47.8%と6.9ポイント増加しました。
- また、「こどもの発育・発達」についても、前回のアンケート調査結果では、就学前で35.4%、小学生で25.8%の回答に対して、今回のアンケート調査結果では40.6%、31.5%へ上昇しており、これらのことから、保護者の不安や関心が高まっている様子がうかがえます。

子育てを主体的に行っている人



こどもや子育てについて不安や気になっていること（抜粋）



計画の基本理念

- 本市の最上位計画である津市総合計画第2次基本計画において、「子どもたちの未来が輝くまちづくり」を目標の1番目に掲げ、こども施策を推進しています。
- これまでの子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を計画の基本理念とし取り組んできました。
- 本市において、「こども大綱」の方針を踏まえ、こども・若者や子育て当事者の意見を尊重した「こどもまんなかまちづくり」を進めていきます。
- 上記を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

**こどもの輝きが未来につながるまち・津
～こどもまんなかまちづくり～**

こども施策に関する基本方針

- 「こども大綱」を勘案した上で、市民と一番近い距離にある基礎自治体としての役割を踏まえ、次の4つを基本方針とします。

【基本方針1】

こども・若者の人格・個性を尊重するとともに、その権利を保障し、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします。

こども施策は、こども・若者の人格・個性を最大限に尊重するとともに、その権利を保障し、一人ひとりのこども・若者の最善の利益を第一に考え、成長に合わせこども・若者の自主性が育まれるよう後押しします。

また、こども・若者の視点に立って、虐待やいじめなどを防止し、一人ひとりのこども・若者が心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることをめざします。

【基本方針2】

こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら、こども施策を推進します。

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を尊重します。

また、こども・若者、子育て当事者の状況やニーズを把握することは、施策の実行性を高めることにつながるため、意見を聴く機会を創出し、寄せられた意見を尊重しながら、こども施策を推進します。

【基本方針3】

こども・若者が健やかに成長でき、すべての子育て当事者が子育ての喜びを感じ、伸び伸びと子育てできるようにライフステージに応じて切れ目なく支援を行います。

こども・若者が、健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援を行います。

また、子育てとは本来、成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長し、喜びや生きがいをもたらす営みです。子育て当事者に寄り添い、共感しながら、子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

【基本方針4】

様々な人々が関わり、地域でこども・若者、子育て当事者を支えるまちをめざします。

こどもは、成長し、若者となり未来の地域の担い手となっていきます。また、こども・子育て支援に熱い思いを持って活動している民間団体もあります。

様々な年代・立場の人がこども・若者や子育てに関わり、民間団体同士の横のつながりを深めながら、連携を図り、こども・若者の成長と子育て当事者の子育てを地域で協力して支えながら、こども・若者が暮らしやすく、子育てがしやすいまちをめざします。

施策体系図

こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策

1 こども施策を推進するために必要な事項

- こども・若者、子育て当事者への情報発信と
(1) 信と市政への意見表明やデジタル化の推進

- ① 「こども・若者、子育て当事者意見ボックス」の充実
- ② こども施策の情報発信の充実
- ③ 「津市こどもまんなか社会実現会議」での意見表明による社会参画の促進
- ④ こども施策のデジタル化の推進

2 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項

- (1) こどもの居場所づくりとこどもや子育て当事者の目線に立った生活空間の形成

- ① こどもの居場所づくり
- ② 子育て支援センター
- ③ 教育支援センター
- ④ 児童館
- ⑤ こどもや子育て当事者の目線に立った公園や遊具
- ⑥ 通学路の安全確保
- ⑦ ユニバーサルデザインのまちづくり
- ⑧ 三重おもいやり駐車場利用証制度

- (2) こども・子育て当事者への保健や医療の提供・支援

- ① 妊婦歯科健康診査
- ② 妊産婦医療費助成制度
- ③ 子ども医療費助成制度
- ④ こども予防接種
- ⑤ 小児救急医療体制

- (3) こどもの貧困対策と低所得の子育て家庭やひとり親家庭への支援

- ① こどもの貧困対策
- ② 経済的支援
- ③ 学習支援事業
- ④ 就労支援
- ⑤ 生活困窮者自立支援
- ⑥ ひとり親世帯の放課後児童クラブ利用料の軽減

- (4) 特別な配慮が必要なこどもへの支援

- ① 切れ目のない支援体制の強化
- ② 発達に対するきめ細かな相談支援
- ③ 津市児童発達支援センター（つうぽっぽ）
- ④ インクルーシブ保育
- ⑤ インクルーシブ教育
- ⑥ 特別支援教育就学奨励制度
- ⑦ 放課後児童クラブ障害児加算補助金

- (5) 医療的ケア児等への支援

- ① 保育所等の入所に係る医療的ケア児への支援
- ② 医療的ケア児の保護者への相談支援

- (6) 外国につながるこどもや家庭への支援

- ① 通訳担当職員等による通訳等の支援
- ② 初期日本語教室や就学前日本語教室による支援
- ③ 「就学ガイダンス」や「高校進学ガイダンス」等の実施

- (7) 児童虐待防止と社会的養護

- ① 子育て家庭への訪問支援
- ② 要保護児童対策地域協議会
- ③ 児童養護施設等の施設整備
- ④ ヤングケアラー

- (8) 青少年の健全育成

- ① 青少年健全育成活動の実施
- ② 津市二十歳のつどい実行委員会への支援

3 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期	ア 孤立する育児にならないための妊娠期からの切れ目のない子育て支援	① 妊婦等包括相談支援事業 ② 産後ケア事業 ③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ④ 産前・子育て応援ヘルパー派遣事業
	イ ファミリー・サポート・センター事業	① ファミリー・サポート・センター事業の充実
	ウ 保育提供体制	① 待機児童を発生させない地域の実情に応じた保育の提供 ② 公立保育支援者 ③ 公立保育所における主食提供
	エ 休日保育	① 休日保育の拡充
	オ 病児・病後児保育	① 病児・病後児保育の拡充
	カ 乳幼児期から小学校への連続した学び	① 津市架け橋プログラム
(2) 学童期・思春期	ア 確かな学力の育成	① 授業改善
	イ ライフプランニング教育	① キャリア教育 ② 思春期ライフプラン・小学生ライフプラン
	ウ 安全安心な教育環境の推進	① いじめの未然防止及び早期発見・早期対応 ② 不登校の児童生徒への支援
	エ 教職員の確保と資質向上	① 教職員研修講座の充実 ② 教員志望者の増加につなげる取組
	オ 放課後児童クラブの充実	① 放課後児童クラブの施設整備の充実 ② 職員の確保と資質の向上 ③ 保護者等の負担軽減
(3) 青年期	ア 若者世代の雇用の安定	① U I J ターン促進事業 ② 企業誘致 ③ 創業支援等
	イ 出会い応援や相談支援等	① 若者の出会いや相談などの支援 ② 若者の課題の把握と支援
	ウ プレコンセプションケア	① プレコンセプションケアの普及
	エ 若者や子育て家庭への住宅支援	① ライフステージに応じた若者や子育て家庭への住宅支援

4 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 仕事と子育ての両立等の雇用環境と男性の育児参画		① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進 ② メンタルヘルス相談事業
(2) 地域における子育て支援や地域と連携した取組		① 地域の子育て支援拠点 ② 保育所等の地域への開放や地域との連携 ③ 地域とともにある学校づくり
(3) 多胎児・多子家庭への支援	ア 多胎児家庭への支援	① 途切れのない多胎児家庭への支援
	イ 保育所等の保育料	① 保育所等の保育料の算定に係る多子カウント方法の見直し
(4) 学校や保育施設での給食の質の維持・充実等		① 物価高騰下での給食の維持・充実 ② 学校給食のあり方

第3期津市子ども・子育て支援事業計画

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定め、この区域ごとに、特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望把握調査に基づき「量の見込み」の推計と、「提供体制の確保の方策と実施時期」について計画設計を行います。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育施設	設定区域
教育・保育	10区域

地域子ども・子育て支援事業	設定区域
利用者支援事業	全市域
地域子育て支援拠点事業	10区域
妊婦健康診査事業	全市域
乳児家庭全戸訪問事業	全市域
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	全市域
子育て短期支援事業	全市域
子育て援助活動支援事業	全市域
一時預かり事業	10区域
延長保育事業(時間外保育事業)	10区域
病児保育事業	全市域
放課後児童健全育成事業	全市域
産後ケア事業	全市域
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	全市域
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5か年の量の見込み、確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み、確保方策

事業名	内容	事業量	
		令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策
幼稚園、保育所、 認定こども園及び 地域型保育事業者 による教育・保育	1号認定子ども(満3歳以上の保育を必要としない子ども)に対する事業です。 利用できる施設：幼稚園、認定こども園	1,363人	2,567人
	2号認定子ども(満3歳以上の保育を必要とする子ども)に対する事業です。 利用できる施設：保育所、認定こども園	3,454人	4,073人
	3号認定子ども(満3歳未満で保育を必要とする子ども)に対する事業です。 利用できる施設：保育所、認定こども園、 地域型保育事業	0歳児	526人
		1歳児	854人
		2歳児	1,058人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

事業名	内容		事業量	
			令和 11 年度 量の見込み	令和 11 年度 確保方策
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	基本型	5 か所	5 か所
		センター型 こども家庭	11 か所	11 か所
利用者支援事業 妊婦等包括相談 支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、面談などで情報提供や相談・支援を行う事業です。		4,086 人/年	4,086 人/年
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。		4,996 人/月	8,373 人/月
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。		2,008 人/年	2,008 人/年
乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。		1,306 人/年	1,306 人/年
養育支援訪問事業 及び要保護児童等 に対する支援に資 する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。		300 人/年	300 人/年
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。		250 人/年	250 人/年
子育て援助活動支援事業	乳幼児から小学生までの児童の預かりや送迎といった育児に係る援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者の間で行われる援助活動に関して必要な連絡、調整を行う事業です。		2,000 人/年	2,000 人/年
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型	103,991 人/年	209,260 人/年
		一保育 時育 預所 か等 りで 事の 業	5,729 人/年	5,880 人/年

事業名	内容	事業量	
		令和 11 年度 量の見込み	令和 11 年度 確保方策
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	1,128 人/年	1,128 人/年
病児保育事業	病児・病後児について、病院や保育所等に付設された専用スペースで、保育士・看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	2,326 人/年	2,326 人/年
放課後児童 健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	低学年	2,821 人/日
		高学年	1,232 人/日
産後ケア事業	産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を提供し、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	2,612 人/年	2,612 人/年
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの枠内で、保護者の就労要件を問わず保育所等に通園できる事業です。 (令和 8 年度から全国一斉実施予定)	0 歳児	23 人/日
		1 歳児	31 人/日
		2 歳児	23 人/日

津市では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者、子育て当事者のみなさんからの意見を反映したこども・子育て施策を進めていきます。

津市こどもまんなか社会実現会議

「こども会議」、「事業推進会議」、「総合会議」の 3 つの会議で構成され、こども・若者、子育て当事者が主体となって、それぞれの会議が相互に作用しながら「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。



こども・若者、子育て当事者意見ボックス

こども・若者、子育て当事者のみなさん、津市のこども・子育て政策にぜひご意見をお寄せください。



津市こども計画 ～津市こども・子育て応援プラン～ 概要版

発行年月：令和 7 年 3 月 編集：津市 健康福祉部 こども政策課
〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号 TEL：059-229-3390 FAX：059-229-3451



津市こども計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行・編集：津市健康福祉部こども政策課

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

電話：059-229-3390

メール：229-3390@city.tsu.lg.jp